

平成19年産から、大豆などに 対する助成制度が変わります

経営安定対策として大豆などに対して交付されて
いた「大豆交付金」などの助成制度の対象が『担い
手』に限定され、品目横断的経営安定対策として水
稲を含んだ経営全体に着目した支援となります。

対象となる『担い手』とは？

意欲と能力があると町が認定
した農家・法人（認定農業者）
及び一定の条件を備えた集落営
農で、以下の経営規模以上の個
人・組織です。

① 認定農業者
4 ha 以上

② 一定の要件を満たす集落営農
組織
20 ha 以上

※①②ともに経営規模の特例あ
り。

集落営農組織の一定要件とは？

① 組織の規約を作成している。
② 集落営農の口座を設け、その
口座で経理を一括して行ってい
る。

③ 地域の農用地の2/3以上を
集積（農作業を受託）する目標
（5年後）を定めている。

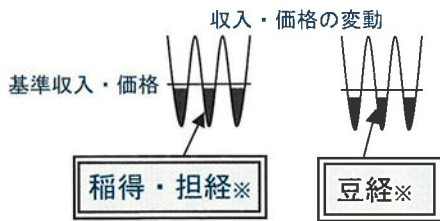
※生産調整の特例あり。
④ 組織の主たる従事者につい
て、農業の所得目標を定めてい
る。

⑤ 農業生産法人となる計画（5
年以内）を作成している。

〈現在〉



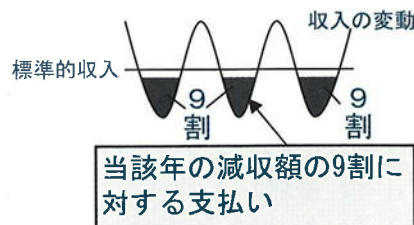
すべての農業者



〈今後〉



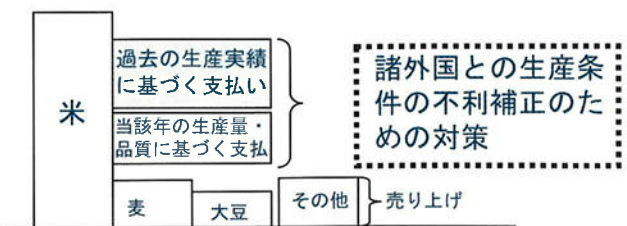
認定農業者 一定の集落
営農組織



収入の減少による
影響の緩和のため
の対策



このほか、産地づくり交付金が交付されている



諸外国との生産条
件の不利補正のため
の対策

このほか、産地づくり交付金が交付される予定
(産地づくり交付金は担い手だけに限定されません)

※稲得：稲作所得基盤確保対策
担経：担い手経営安定対策
※豆経：大豆作経営安定対策

問い合わせ先 役場本庁産業振興課 ☎ 0859-54-5205
大山支所ふるさと振興課 ☎ 0859-53-3186
中山支所ふるさと振興課 ☎ 0858-58-6116

大山農業改良普及所 ☎ 0859-53-3721
J A 鳥取西部汗入営農センター ☎ 0859-53-3521
中国四国農政局鳥取農政事務所 ☎ 0859-27-1721